

## 1. 財団設立の経緯と組織の変遷

(3) アジア生命保険振興センターへの改称(2006年)と公益財団法人の認定(2011年)

### アジア生命保険振興センターへの改称

中国、スリランカなどいわゆる東南アジア以外の国から研修生を受け入れている状況に鑑み、金融庁から平成18年(2006年)7月3日付けで寄附行為一部変更の認可を取得した。これに伴い、法人の名称が「東南アジア生命保険振興センター」から「アジア生命保険振興センター」に改称された。

#### ➤ 寄附行為に定める目的

当財団は、アジア諸国における生命保険の知見の深化と人材の育成を通じ、相互理解を深めることによって、生命保険事業の健全な発展に広く寄与することを目的としております。

#### ➤ 寄附行為に定める事業内容

1. アジア諸国からの保険関係者に対する研修等
2. アジア諸国の保険関係者に対する現地での研修等
3. 生命保険に関する調査研究およびその助成
4. その他理事会が必要と認めた事業

### 公益財団法人の認定

当財団は、公益法人制度改革の趣旨に従い公益財団法人への移行を認定され、平成23年(2011年)4月1日より「公益財団法人アジア生命保険振興センター」として新たに出発した。

#### ➤ 登記された事業内容

1. 国内外の研修を目的とした事業
2. 国際相互理解の促進を目的とした事業
3. 奨学と教育振興を目的とした事業
4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業



公益財団法人アジア生命保険振興センター

Public Interest Incorporated Foundation  
Oriental Life Insurance Cultural Development Center  
Tokyo, Japan